

令和8年熊本地震を受けた包括的災害廃棄物対策プログラム (令和8年8月20日)



I. 熊本県内災害廃棄物対策の基本的な考え方

- 被災者の日々の生活環境確保と生活再建、被災地の復旧・復興に向けて、災害廃棄物の撤去・処理について計画的かつ効率的・効果的な対応が必要。
- 熊本県庁、関係省庁、関係団体と連携・協力し、被災市町村を包括的に支援。

II. 災害廃棄物対策の各ステージにおける支援内容

1. し尿・生活ごみ

- 処理施設への財政支援
 - ・廃棄物処理施設の復旧に対する費用を支援
- し尿・生活ごみの着実な処理
 - ・広域処理に係るかかりまし経費を支援
- 避難所における仮設トイレ等の清掃業務
 - ・仮設トイレの生活環境改善のため、し尿回収業者の協力を得た清掃管理の支援スキームを内閣府と連携して構築



し尿回収、清掃管理の状況

2. 災害廃棄物の生活圏からの撤去

- 災害廃棄物処理に対する財政支援の拡充
 - ・全壊家屋に加え、特例的に半壊家屋も解体支援
- 片付けごみへの支援
 - ・被災市町村による片付けごみの回収にかかる費用を支援
 - ・回収に必要なごみ収集車の応援派遣を調整
- 仮置場の設置・運営への支援
 - ・仮置場の設置・運営にかかる費用を支援
 - ・環境省職員等が仮置場を巡回し、課題を早期に発見し助言
- 全壊・半壊家屋の公費解体への支援
 - ・九州環境局を中心に「公費解体支援チーム」を設置し、緊急公費解体や通常の公費解体の準備を支援
 - ・災害廃棄物補助金等説明会で意見交換し、被災市町村向けの常時相談窓口を開設

3. 災害廃棄物処理

- 計画的な災害廃棄物処理
 - ・災害廃棄物の発生量推計やスケジュール等を定める処理基本方針、具体的な処理方法や処理フロー等を定める処理実行計画の策定を支援
- 災害廃棄物支援調整本部での支援調整
 - ・環境省、熊本県、熊本市が共同で設置した調整本部において、被災自治体のニーズに沿った支援方法やリソース配分を調整し、人的支援等を順次実施
 - 特に今後重要となる公費解体の実施に向けて、
 - ・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用
 - ・大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会を通じた廃棄物行政職員派遣等による人的支援を拡充